

## 第6章 環境負荷の少ない地域づくり

いつでも誰でも、環境の状況や推移、先端的な環境の知識など必要な環境情報を得ることができる社会、環境に関し安心して暮らせる社会、各主体が自主的によりよい環境を実現する取組を行うことが当たり前になる社会に向けたしくみづくりを推進します。

### 第1節 環境情報の充実と発信

大気や水質などの測定結果や環境保全の取組状況について、毎年環境白書を発行するとともに、インターネット等を用いて広く情報提供を行っています。特に光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）に関する事など、県民の関心がある情報・安全・安心に関する情報については、リアルタイムでの情報更新を行っています。

また、有明海に関する情報については、調査研究を推進するため、基礎的データ及び研究成果等のデータベース化に取り組んでいます。

#### 1 化学物質環境実態調査

環境省を主体に昭和49年度から一般環境中における化学物質の残留状況を継続的に把握することを目的に、現在では初期環境調査（環境中での有無の調査）、詳細環境調査（環境中の残留状況を詳細に調査）及びモニタリング調査（難分解性、高蓄積性物質を定期的に調査）の調査体系で実施されています。本県では一般環境の調査地点を大気では佐賀市、水質及び底質では伊万里湾とし、試料採取並びに水質及び底質の一般項目検査を実施しました。

#### 2 日韓海峡沿岸環境技術交流事業

平成4年8月に開催された九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）と韓国南岸1市3道（釜山広域市、慶尚南道、全羅南道、済州特別自治道）の知事による「日韓海峡沿岸県市道知事交流会議」（日韓知事サミット）において、環境分野の共同交流事業の実施決定を受け、九州北部地域と韓国南岸地域が一体となって連携協力し、広域的かつ多様な環境保全技術・公害防止に関する共同事業を展開することにより、日韓両地域の友好と相互理解及び環境保全に資することを目的として、平成5年度から事業を実施しています。（平成12年度から山口県も参加）

日韓8県市道の先進的・有効的な環境分野の取組事例を8県市道で共有するとともに相互理解のより一層の促進を図るため、令和2年度から、各県市道の行政・研究機関が、環境政策・研究事例等の取組みについて紹介を行う発表会を実施することとしています。

なお、令和2年度は、コロナウイルス感染症の流行の影響で事業を1年延期し、令和3年度から令和4年度にかけて、実施することとしました。

表2-6-1 過去の調査概要

資料：環境センター

期間	名称	概要
平成7～9年度	酸性雨共同調査	日韓海峡沿岸域における酸性雨の実態を把握するため、日本側4地点、韓国側9地点で季節ごとの降雨を採取し、pHやイオン成分などを分析し、起源の比較などを行いました。
平成10～11年度	河川水質生物検定調査	河川形態、河川汚濁状況、工業形態、農業形態の異なる日韓の河川において、生物を用いた調査を実施して、水質評価の比較検討を行いました。
平成12～13年度	陸水及びその集水域の窒素流動調査	窒素肥料などが原因の窒素フラックスによる水質汚染の現状を把握するため、類似の植生と農業形態を持つ両国で共通した手法による調査・解析を行いました。
平成14～15年度	日韓都市間大気汚染度比較評価	体感的な大気汚染指標である視程（地表付近で水平方向に見通すことができる距離）により、海峡沿岸域の都市における大気汚染度を比較評価しました。
平成16～17年度	集水域の地質・植生が異なる河川水調査	河川や湖沼等の水質汚濁の主要な原因の1つとされる山林域に着目し、地質や植生が異なる日韓両地域の山林域において、窒素やリン等の汚濁物質の流出特性に関する基礎データを収集する調査を行いました。
平成18～19年度	光化学オキシダント（オゾン）広域濃度分布特性調査	平成15～17年度の光化学オキシダント等の観測データを用いて、各自治体の代表測定局間の比較を行いました。また、オキシダント生成原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の濃度調査を日韓同一日時に行い、特性を比較しました。
平成20～21年度	黄砂現象時の大気汚染物質特性および分布調査	黄砂飛来時に大気を採取し、その中に含まれる重金属などの成分量を分析しました。あわせて、大気常時監視データとの比較などを行い、日韓の分布特性を調査しました。
平成22～23年度	日韓8県市道環境シンポジウム	平成22年度は長崎県、平成23年度は大韓民国済州特別自治道で「地球環境問題に対する日韓の取組について」をメインテーマに、一般の方々への公開講座として、環境分野での行政や調査・研究機関の取り組み等を紹介する環境シンポジウムを開催しました。
平成24～25年度	微小粒子状物質（PM <sub>2.5</sub> ）に関する広域分布特性調査	日韓8県市道が共同で微小粒子状物質（PM <sub>2.5</sub> ）の成分分析を行い、発生源寄与の解析、時間データの解析、濃度分布などの比較検討及び高濃度事例を検討・解析・評価することで、今後の基礎資料とすることを目的として調査を行いました。
平成26～27年度	微小粒子状物質（PM <sub>2.5</sub> ）に関する高濃度時期の広域分布特性調査	平成24～25年度に実施した「微小粒子状物質（PM <sub>2.5</sub> ）に関する広域分布特性調査」の結果を踏まえ、PM <sub>2.5</sub> の高濃度時期に集中して試料採取を行い、高濃度時の環境実態を調査しました。
平成28～29年度	大気中の揮発性有機化合物調査	ベンゼンなどの揮発性有機化合物（以下、VOC項目）は、それ自体の毒性に加え、SPMやPM <sub>2.5</sub> などの微小粒子を二次的に生成する働きがあり、発生源や環境実態の把握は重要です。このことから、日韓が共同でVOC項目についての実態調査を行いました。
平成30～令和元年度	地下水の成分等調査	水環境施策の基礎資料とすることを目的に、日韓8県市道40地点の地下水のpH等の一般項目、イオン成分、重金属成分の分析、解析を行い、水質特徴の把握及び比較を行いました。

令和2～4 年度	日韓8県市道環境 政策・研究事例発 表会	日韓8県市道の先進的・有効的な環境分野の取組事例を8県市道で共有するとともに相互理解のより一層の促進を図るため、各県市道の行政・研究機関が、環境政策・研究事例等の取組みについて紹介を行う発表会を実施することとしています。
-------------	----------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3 環境関連情報サイト

- ◆ 佐賀県の環境情報館

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00313865/index.html>

- ◆ 環境センター

<http://www.pref.saga.lg.jp/list00024.html>

<http://www.pref.saga.lg.jp/list02735.html>

- ◆ 佐賀県の大気環境（リアルタイム表示システム）

<http://www.saga-taiki.jp/pc/index.php>

- ◆ 漏っ子有明海

<http://www.pref.saga.lg.jp/kids/kiji00310936/index.html>

## 第2節 危機管理体制の充実

### 1 光化学オキシダント

県内 12 局（令和 2 年度末）で光化学オキシダントの測定を実施しており、その結果をホームページや電話の音声案内にて公開しています。

ホームページ（パソコン向け）	<a href="http://www.saga-taiki.jp/ox/">http://www.saga-taiki.jp/ox/</a>
ホームページ（スマートフォン向け）	<a href="http://www.saga-taiki.jp/ox/sp/">http://www.saga-taiki.jp/ox/sp/</a>
ホームページ（携帯電話向け）	<a href="http://www.saga-taiki.jp/mobile/">http://www.saga-taiki.jp/mobile/</a>
音声案内（電話）	0952-32-3583（電話料金がかかります。）

光化学オキシダントの濃度が高くなったときに注意報等の発令を実施し、県ホームページ、関係機関、報道機関等を通して、周知を行うこととしています。

なお、令和 2 年度は、注意報等の発令はありませんでした。

光化学オキシダントに係る注意報が発令された際には、次のことに御留意ください。

- ・ 外出を控えましょう。特に、屋外での激しい運動は避けてください。
- ・ 窓を閉めて、出来るだけ屋内で過ごしましょう。
- ・ 目やのどが痛くなったら、洗顔、洗眼、うがいを行いましょう。また、症状が回復しないときやひどいときは、医師の診断を受けましょう。
- ・ 光化学オキシダントの原因物質（窒素酸化物）の排出を抑えるため、車の使用は控えましょう。

### 2 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）

県内 12 局（令和 2 年度末）で微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の測定を実施しており、その結果をホームページや電話の音声案内にて公開しています。

ホームページ（パソコン向け）	<a href="http://www.saga-taiki.jp/pm25/">http://www.saga-taiki.jp/pm25/</a>
ホームページ（スマートフォン向け）	<a href="http://www.saga-taiki.jp/pm25/sp/">http://www.saga-taiki.jp/pm25/sp/</a>
ホームページ（携帯電話向け）	<a href="http://www.saga-taiki.jp/mobile/">http://www.saga-taiki.jp/mobile/</a>
音声案内（電話）	0952-32-3583（電話料金がかかります。）

また、平成 25 年 3 月から、環境省が示した微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）に関する注意喚起のための暫定的な指針に基づき、PM<sub>2.5</sub> の濃度が 1 日平均値で 70  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えると予想されたときに、県ホームページ、関係機関、報道機関等を通して、注意喚起を行っています。

なお、令和 2 年度は、注意喚起の実施はありませんでした。

注意喚起が実施された際には、次のことに御留意ください。

- ・ 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしましょう。
- ・ 屋内でも換気や窓の開閉を必要最小限にしましょう。

(呼吸器系や循環器系疾患がある方、小児、高齢の方は体調に応じて、より慎重に行動しましょう。)

### 3 異常水質

---

一級河川では、毎年度、関係行政機関等をメンバーとして設立された各水系水質保全協議会において水質事故訓練等を実施しており、県の関係機関でも、各種会議等を通じて水質事故時の対応を再確認することで迅速な水質事故対応に努めています。

令和2年度においても、油流出や魚のへい死等の水質事故の際には、関係機関との連携のもと迅速な対応を行いました。

### 4 地下水汚染

---

令和2年度は、県の水質調査等により、白石町福富地区において新たな地下水汚染が判明しましたので、関係機関と連携のもと、周辺井戸の緊急調査等を実施する等対応を行いました。

### 第3節 多様な環境保全の手法の活用

#### 1 特定工場における公害防止組織の整備

産業公害の防止を図るには、各種の規制措置をとるとともに、事業者により工場内の有効適切な公害防止体制が確立されることが必要です。このため「特定工場の公害防止組織の整備に関する法律」により、特定工場の種類と規模に応じて、公害防止管理者等を選任し、企業内における公害防止体制を整備することが義務づけられています。

本県における公害防止管理者等の選任届出状況は表2-6-2のとおりです。

表2-6-2 公害防止管理者等選任届出状況（令和3年3月末）

資料：環境課

区分 業種 (日本標準産業分類 の中分類による)	特定 工場 の数	公害 防止 統括 者	公害 防止 主任 管理 者	公 害 防 止 管 理 者											
				大気関係公害 防止管理者				水質関係公害 防止管理者				※騒音 関係	粉じん 関係	※振動 関係	ダイ オキシ ン類
				第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種				
09 食料品製造業	7	7	1			1	6	1			4				
10 飲料・たばこ・飼料製造業	4	4				1	3				4				
11 繊維工業															
12 木材・木製品製造業	2	2				1	1								
13 家具・装備品製造業															
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	2	2	1			1	1	1			1				
15 出版・印刷・同関連業															
16 化学工業	5	5				1	2		2						
17 石油・石炭製品製造業	13	6					12		1						
18 プラスチック製品製造業	1	1							1						
19 ゴム製品製造業	1	1					1								
20 なめし革・同製品・毛皮製造業															
21 窯業・土石製品製造業	24	13				1			2				22		
22 鉄鋼業	5	4				1	1		3			1			1
23 非鉄金属製造業	2														2
24 金属製品製造業	20	16					1		17			6		6	
25 はん用機械器具製造業	1	1							1			1		1	
26 生産用機械器具製造業	1	1							1						
27 業務用機械器具製造業															
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	3	3							3						1
29 電気機械器具製造業	10	10					4	1	7			3		4	
30 情報通信機械器具製造業															
31 輸送用機械器具製造業	2	2					1		1			1			
32 その他の製造業															
33 電気業	1	1				2									
34 ガス業															
35 熱供給業															
合 計	104	79	2	0	1	9	32	3	39	0	9	12	22	12	3

※騒音発生施設及び振動発生施設のみ、騒音発生施設のみ、振動発生施設のみが設置されている工場を除く

表 2-6-3 公害防止管理者等選任基準

資料：環境課

施 設 の 区 分	公害防止管理者等の種類	資格者の種類
令第7条第1項第1号に掲げるばい煙発生施設(大気汚染防止法に規定する有害物質を発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり4万m <sup>3</sup> 以上の工場に設置されるもの	大気関係第1種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者
令第7条第1項第1号に掲げるばい煙発生施設(大気汚染防止法に規定する有害物質を発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり4万m <sup>3</sup> 未満の工場に設置されるもの	大気関係第2種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者又は 大気関係第2種有資格者
令第7条第1項第2号に掲げるばい煙発生施設(いおう酸化物及びばいじんのみを発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり4万m <sup>3</sup> 以上の工場に設置されるもの	大気関係第3種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者又は 大気関係第3種有資格者
令第7条第1項第2号に掲げるばい煙発生施設(いおう酸化物及びばいじんのみを発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり1万m <sup>3</sup> 以上4万m <sup>3</sup> 未満の工場に設置されるもの	大気関係第4種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者、 大気関係第2種有資格者、 大気関係第3種有資格者又は 大気関係第4種有資格者
令第7条第2項第1号に掲げる汚水等排出施設(水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出する汚水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万m <sup>3</sup> 以上の工場に設置されるもの	水質関係第1種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者
令第7条第2項第1号に掲げる汚水等排出施設(水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出する汚水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万m <sup>3</sup> 未満の工場に設置されるもの	水質関係第2種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者又は 水質関係第2種有資格者
令第7条第2項第2号に掲げる汚水等排出施設(BOD、SS等のいわゆる生活環境項目が問題となる汚水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万m <sup>3</sup> 以上の工場に設置されるもの	水質関係第3種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者又は 水質関係第3種有資格者
令第7条第2項第2号に掲げる汚水等排出施設(BOD、SS等のいわゆる生活環境項目が問題となる汚水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万m <sup>3</sup> 未満の工場に設置されるもの	水質関係第4種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者、 水質関係第2種有資格者、 水質関係第3種有資格者又は 水質関係第4種有資格者
騒音発生施設	騒音関係公害 防止管理者	騒音関係有資格者
特定粉じん発生施設	特定粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1~4種有資格者又は 特定粉じん関係有資格者
一般粉じん発生施設	一般粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1~4種有資格者又は 一般粉じん関係有資格者もしくは 特定粉じん関係有資格者
振動関係発生施設	振 動 関 係 公害防止管理者	振動関係有資格者
ダイオキシン発生施設	ダイオキシン関係 公害防止管理者	ダイオキシン関係有資格者
排出ガス量が1時間あたり4万m <sup>3</sup> 以上でありかつ 排出水量が一日あたり1万m <sup>3</sup> 以上の特定施設を併 置している工場	公害防止主任 管理者	大気関係第1種又は第3種有資格 者かつ水質関係第1種又は第3種 有資格者

## 2 事業者の環境対策に対する助成

事業者の環境対策を効果的に支援するため、融資・助成制度の充実や民間助成などの情報の積極的な提供に努めています。また、循環型社会の形成の推進に向けた取組については、産業廃棄物税の税収を活用した施策、助成を実施しています。

### (1) 農林水産業者等に対する環境対応融資制度

第2部第5章第2節2(1) に記載

### (2) 中小企業者に対する融資

第2部第5章第2節2(1) に記載

### (3) 税制上の優遇措置

法律で定める公害防止用施設を設置した場合、課税標準となるべき価格に特例率(市町の条例で定める割合)を乗じることにより、固定資産税が軽減される特例が利用できます(地方税法附則第15条第2項)。

### (4) 産業廃棄物税を活用した施策、助成

第2部第3章第2節1(1)、(2)、 に記載

## 3 予防的・予見的手法の推進

### (1) 環境影響評価制度の運用

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たって、事前に事業者自らが、その事業に係る環境への影響について調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民や行政機関の意見を聴くなどの手続を行うことによって、環境保全について適正に配慮した事業計画を作り上げていくための制度です。

国においては、昭和59年に「環境影響評価実施要綱」が閣議決定され、これにより、国が実施し、又は免許等で関与する大規模な事業の実施に当たっては、統一的に環境影響評価が行われることとなりましたが、環境影響評価により一層の充実を図るため、平成9年6月に「環境影響評価法」が公布され、平成11年6月に施行されました。そして、平成23年4月には、法施行から10年を迎え、法の施行を通じて浮かび上がった課題や社会情勢の変化等に対応するため、法律の改正が行われました。

#### < 環境影響評価法等の主な改正内容 >

方法書手続の充実(平成24年4月施行)

環境影響評価図書のインターネット公表の義務化(平成24年4月施行)

風力発電所を対象事業に追加(平成24年10月施行)

計画段階配慮書手続及び事後調査報告書手続の創設(平成25年4月施行)

太陽光発電所を対象事業に追加(令和元年7月施行)

また、本県では、平成9年3月制定の「佐賀県環境基本条例」に基づき、平成11年7月に「佐賀県環境影響評価条例」を公布、平成12年8月に施行しました。そして、平成25年3月には、法改正の趣旨を踏まえ、同条例の一部改正を行いました。

< 環境影響評価条例等の主な改正内容 >

方法書手続の充実（平成26年4月施行）

環境影響評価図書のインターネット公表の義務化（平成26年4月施行）

風力発電所を対象事業に追加（平成26年4月施行）

計画段階配慮書手続の創設（平成26年4月施行）

令和2年度までの過去3年間に手続きが行われた事業は、表2-6-4のとおりです。

表2-6-4 環境影響評価の実施状況（過去3年間）

資料：環境課

年度	事業名	事業者	区分	手続状況
H30	（仮称）唐津風力発電事業	合同会社 NWE-09 インベストメント	法対象	方法書
	（仮称）伊万里市における風力発電事業	エコ・パワー株式会社	法対象	配慮書
	（仮称）加部島風力発電事業	西九州風力発電事業	条例対象	配慮書
	（仮称）向島風力発電事業	西九州風力発電事業	条例対象	配慮書
R元	唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書	九電みらいエナジー株式会社	法対象	準備書
	（仮称）加部島風力発電事業	西九州風力発電事業	条例対象	方法書
	（仮称）唐津洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書	再エネ主力発電化推進機構洋上唐津発電合同会社	法対象	配慮書 方法書
	（仮称）唐津洋上風力発電事業 Phase2	再エネ主力発電化推進機構洋上唐津発電合同会社	法対象	配慮書
	（仮称）長崎県平戸市沖～馬渡島沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書	再エネ主力発電化推進機構洋上平戸発電合同会社	法対象	配慮書
R2	佐賀県東部地域 次期ごみ処理施設整備事業	鳥栖・三養基西部環境施設組合	条例対象	準備書
	（仮称）DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業に係る計画段階環境配慮書	大和エネルギー株式会社	法対象	配慮書
	（仮称）佐賀県唐津市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書	アカシア・リニューアブルズ株式会社、大阪ガス株式会社	法対象	配慮書

## (2) 開発行為等に対する指導

最近の土地利用の状況を見ると、引き続き農地が減少する一方で、宅地、道路用地等の都市的土地利用が増加しています。

しかし、人口減少と少子高齢化の進展により、都市部においては、一部の利便性の高い地域を除き、既存市街地の空洞化、虫食い状に増加する低未利用地などによる土地利用効率の低下が懸念されます。また、農山漁村においては、人口減少による空き地、空き家の増加、担い手不足による耕作放棄地、荒廃森林がさらに増加することが懸念されます。

このような状況のなかで、より良い状況で県土を次世代に引き継ぐためには、既存ストックを有効活用するとともに、新規開発等には慎重な配慮の下に当たるなど、持続可能な県土管理を推進する必要があり、国土の利用に関する行政上の指針となる国土利用計画（全国計画）を基本として、佐賀県国土利用計画を策定しています。

また、市町に対しても、市町の土地利用の行政上の指針となる国土利用計画（市町村計画）の策定支援を行っています。

このほか、個別規制法（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法）に基づく諸計画を総合的に調整するための基本となる佐賀県土地利用基本計画を策定し、県土の総合的かつ計画的な利用を推進しています。

## (3) 公共事業における事業部門と環境部門との事前協議

### 佐賀県公共工事等自然環境保全対策事業

#### ・事業目的

公共工事等における絶滅危惧種の動植物への配慮を適切に行うため、県版レッドデータブック等の活用を図り、事前に工事個所における絶滅危惧種の動植物の生息等を点検するとともに、保護対策に資する。

#### ・事業概要

自然環境や地域の生態系の改変を伴う公共事業などにおいては、事前に事業区域におけるレッドデータブック（レッドリスト）掲載種を始めとする野生動植物の生息・生育状況や地域の生態系の状況を確認し、現地調査や専門家による助言などを踏まえ、適切な保全措置を検討した上で、事業が実施されるよう助言・指導を行っています。

令和2年度は動植物の専門家からなる「佐賀県自然環境保全対策検討会」を1回開催し、自然環境保全の見地から意見等を聴き、これらをもとに事業部局から協議のあった90件の事業のうち59件について現地調査や保全・保護対策に係る助言・指導を行いました。

今後も、事業部局から提出される改善計画書や報告書について、適宜フォローアップ調査を実施し、絶滅危惧種の動植物の保全・保護対策の効果等を確認する必要があります。（第2部第4章第1節4(1)に掲載）

## 4 環境問題による被害の救済措置の推進

### (1) 公害苦情の状況

令和2年度に県及び市町機関が新規で受け付けた苦情は、前年度より145件多い578件でした。

これを公害の種類別に見ると、水質汚濁が174件(30.1%)と最も多く、次いで悪臭が118件(20.4%)、典型7公害以外115件(19.9%)の順となっています。

公害苦情の受理機関別では、県の機関が61件、市町が517件となっています。

図 2-6-1 公害苦情件数の推移(令和2年度)

資料：環境課

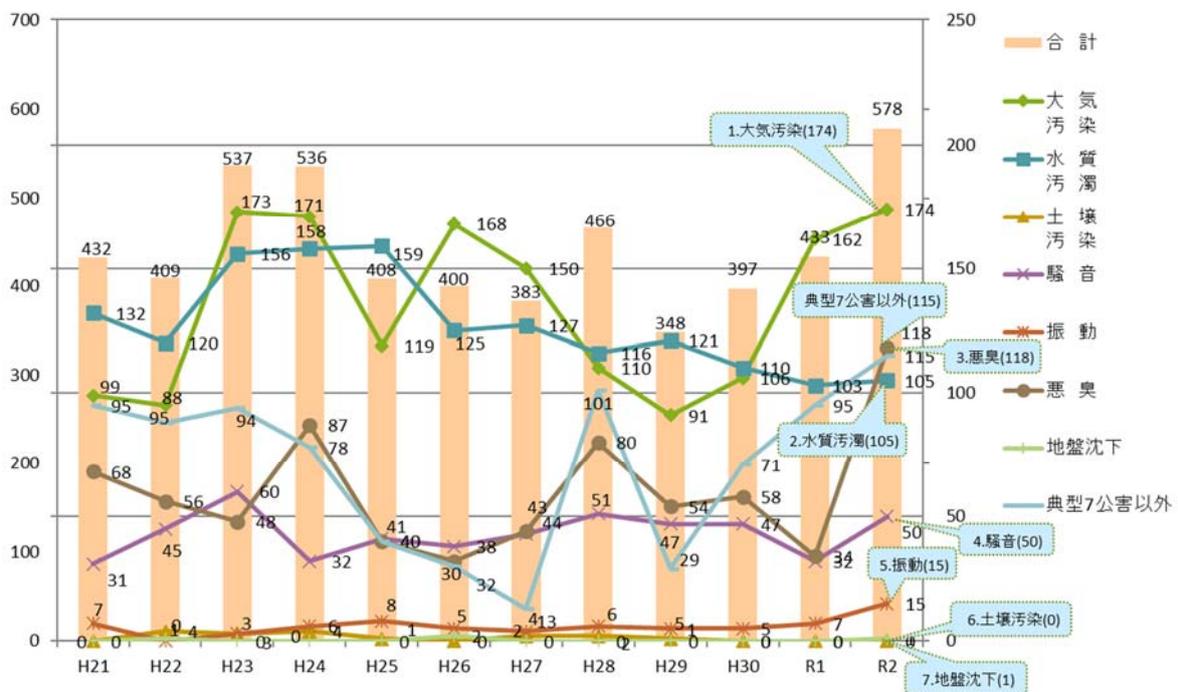


表 2-6-5 受付機関別公害苦情発生状況（令和 2 年度）

資料：環境課

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
佐賀市	92	40	-	20	13	-	23	-	188
唐津市	1	2	-	4	-	-	22	8	37
鳥栖市	2	4	-	8	-	-	2	-	16
多久市	10	4	-	1	-	-	4	15	34
伊万里市	33	15	-	6	1	1	7	48	111
武雄市	-	-	-	2	-	-	48	25	75
鹿島市	-	3	-	1	-	-	2	-	6
小城市	2	4	-	-	-	-	-	2	8
嬉野市	-	-	-	-	-	-	-	-	0
神埼市	-	-	-	1	-	-	2	-	3
吉野ヶ里町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
基山町	4	2	-	-	1	-	-	-	7
上峰町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
みやき町	-	4	-	4	-	-	1	-	9
玄海町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
有田町	4	1	-	3	-	-	2	-	10
大町町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
江北町	2	-	-	-	-	-	-	-	2
白石町	4	3	-	-	-	-	4	-	11
太良町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
市町計	154	82	-	50	15	1	117	98	517
県内各保健 福祉事務所	20	23	-	-	-	-	1	17	61
合計	174	105	-	50	15	1	118	115	578

図 2-6-2 公害苦情の発生原因別構成比（令和 2 年度）

資料：環境課

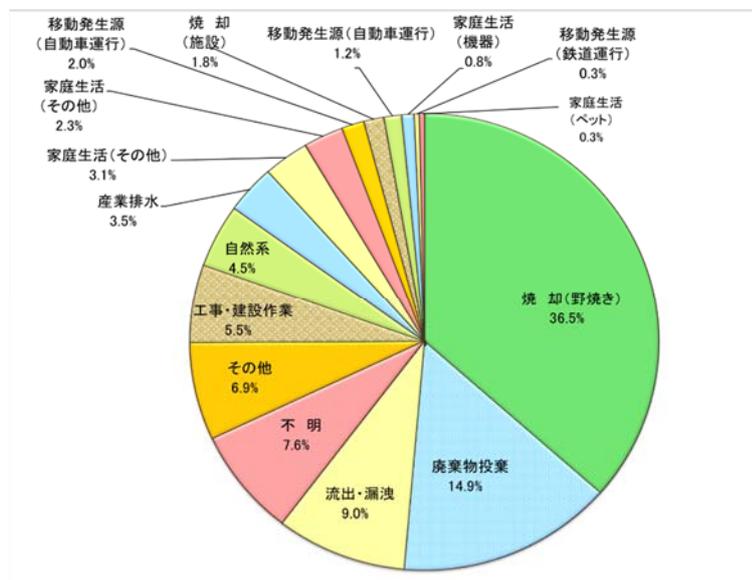


表 2-6-6 公害苦情の発生原因別苦情件数 (令和 2 年度)

資料：環境課

公害の種類 主な発生原因	典 型 7 公 害								典 型 7 公 害 以 外 (別掲) 廃棄物投棄						計	合 計		
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	低周波	振動	地盤沈下	悪臭	計	廃棄物投棄	その他	(別掲) 廃棄物投棄					計	
												生活系	農業系	建設系				産業系
焼却(施設)	4	-	-	-	-	-	-	5	9	-	-	-	-	4	-	0	9	
産業用機械作動	-	1	-	10	-	2	-	3	16	-	-	-	-	-	-	0	16	
産業排水	-	12	-	-	-	-	-	8	20	-	-	-	-	-	-	0	20	
流出・漏洩	-	50	-	-	-	-	-	2	52	-	-	-	-	-	-	0	52	
工事・建設作業	4	5	-	13	-	9	-	1	32	-	-	-	-	-	-	0	32	
飲食店営業	2	-	-	2	-	-	-	4	8	-	-	-	-	-	-	0	8	
カラオケ	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	0	2	
移動発生源(自動車運行)	-	1	-	3	-	3	-	-	7	-	-	-	-	-	-	0	7	
移動発生源(鉄道運行)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
移動発生源(航空機運航)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
廃棄物投棄	-	2	-	-	-	-	-	-	2	84	-	51	9	15	9	84	86	
家庭生活(機器)	2	-	-	3	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	0	5	
家庭生活(ペット)	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	0	2	
家庭生活(その他)	-	3	-	1	-	-	1	10	15	1	2	1	-	-	-	3	18	
焼却(野焼き)	155	-	-	-	-	-	-	56	211	-	-	-	-	-	-	0	211	
自然系	-	7	-	-	-	-	-	1	8	-	18	-	-	-	-	18	26	
その他	3	4	-	13	-	1	-	13	34	3	3	-	2	-	-	6	40	
不明	4	20	-	1	-	-	-	15	40	-	4	-	-	-	-	4	44	
合計	174	105	0	50	0	15	1	118	463	88	27	52	11	19	9	115	578	

表 2-6-7 公害苦情の発生源別苦情件数 (令和 2 年度)

資料：環境課

公害の種類 主な発生源	典 型 7 公 害								典 型 7 公 害 以 外 (別掲) 廃棄物投棄						計	合 計		
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	低周波	振動	地盤沈下	悪臭	計	廃棄物投棄	その他	(別掲) 廃棄物投棄					計	
												生活系	農業系	建設系				産業系
○会社・事業所	47	46	-	40	-	14	-	37	184	14	3	-	4	7	3	17	201	
農業、林業	6	5	-	-	-	-	-	3	14	5	1	-	4	1	-	6	20	
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	0	1	
建設業	14	8	-	14	-	10	-	5	51	6	-	-	-	6	-	6	57	
製造業	5	10	-	7	-	1	-	12	35	1	-	-	-	-	1	1	36	
電気・ガス・熱供給・水道業	-	1	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	0	2	
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
運輸業、郵便業	5	6	-	3	-	1	-	-	15	-	-	-	-	-	-	0	15	
卸売業・小売業	-	3	-	1	-	-	-	2	6	-	-	-	-	-	-	0	6	
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	1	2	
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
宿泊業、飲食サービス業	2	2	-	2	-	-	-	5	11	-	-	-	-	-	-	0	11	
生活関連サービス業、娯楽業	2	1	-	5	-	-	-	-	8	-	1	-	-	-	-	1	9	
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	0	2	
医療、福祉	2	2	-	-	-	-	-	1	5	-	-	-	-	-	-	0	5	
複合サービス事業	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	0	1	
サービス業(他に分類されないもの)	9	6	-	4	-	1	-	2	22	2	-	-	-	-	2	2	24	
公務(他に分類されるものを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
分類不能の産業	2	2	-	1	-	-	-	5	10	-	-	-	-	-	-	0	10	
○個人	116	17	-	5	-	-	1	50	189	19	18	13	4	2	-	37	226	
○その他	2	12	-	3	-	-	-	3	20	1	2	-	-	-	1	3	23	
○不明	9	30	-	2	-	1	-	28	70	54	4	39	3	6	6	58	128	
合計	174	105	0	50	0	15	1	118	463	88	27	52	11	15	10	115	578	

## (2) 公害審査会の開催

公害紛争処理法に基づく公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会、都道府県に公害審査会等が設けられており、それぞれ管轄に従い、独立して公害紛争の処理に当たります。

### ○ 取り扱う紛争

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる「典型7公害」(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)に関する民事上の紛争を取り扱います。

### ○ 制度の特色

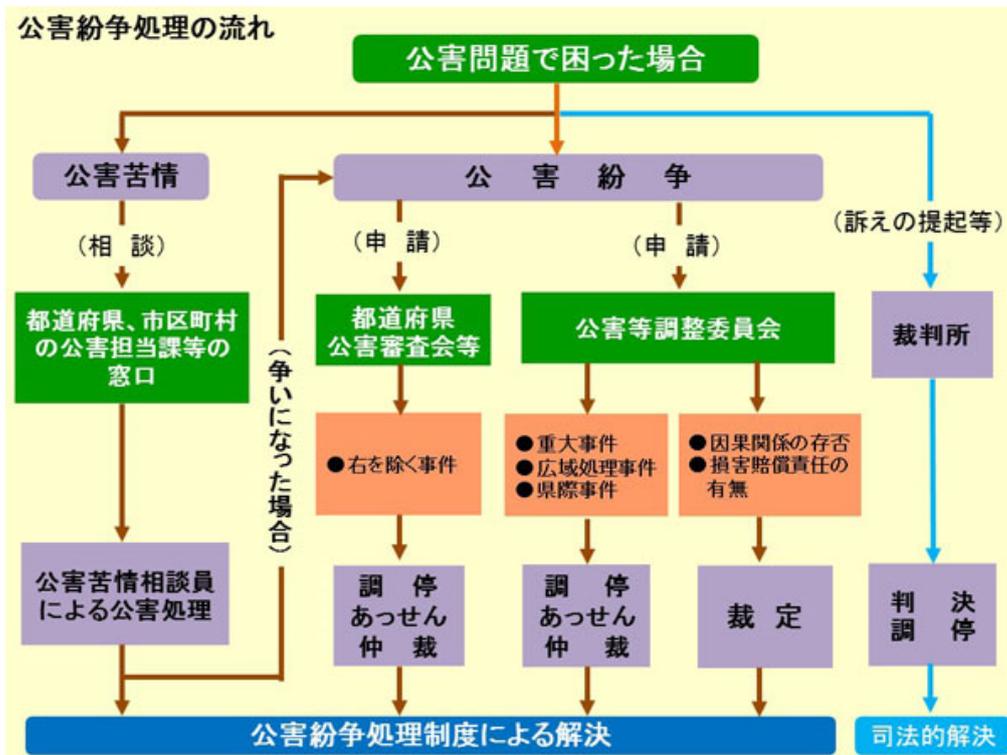
公害紛争処理機関の委員や事務局職員等の専門的知識や経験を活用するとともに、必要に応じて公害紛争処理機関による資料収集・調査を行い、柔軟な手続き等により公害紛争の迅速かつ実効的な解決を図ります。また、司法手続きと比べて、経済的負担の軽減が図られています。

### ○ 手続の種類

- ◆ あっせん： 当事者間における紛争の自主的解決を援助、促進する手続。3人以内のあっせん委員が行います。
- ◆ 調 停： 調停案の提示などにより、双方の互譲による合意に基づき紛争の解決を図る手続。3人の調停委員による調停委員会が行います。
- ◆ 仲 裁： 当事者双方が裁判を受ける権利を放棄し、紛争の解決を仲裁機関である仲裁委員会(3人の仲裁委員)にゆだね、紛争の解決を図る手続です。

図 2-6-3 公害紛争処理の流れ

資料：環境課



(3) 公害審査会の受付状況

本県では、平成 5 年度と平成 8 年度に 1 件、平成 9 年度に 2 件、平成 26 年度に 1 件、平成 27 年度に 1 件、令和元年度に 1 件、令和 2 年度に 1 件の調停申請がなされています。

### 1 農林水産業

#### (1) 環境保全型・省資源型農水産業の取組拡大

##### 環境保全型農業・省資源型農業の推進

環境保全型農業の取組拡大を推進するため、実証展示の設置や技術研修会の実施などにより、栽培技術の普及・定着に努めるとともに、環境保全型農業の取組に必要な機械・施設の整備に対して支援しました。

また、国の「環境保全型農業直接支払交付金」の活用により、化学肥料と化学合成農薬の5割以上低減とセットで行うカバークロープ(れんげ等)の作付けなど地球温暖化防止等に効果が高い取組高い取組(令和2年度取組面積286ha)を促進しました。

近年の重油価格の高騰を踏まえ、令和元年度から実施している県独自の「さが園芸生産888億円推進事業」を活用して、施設園芸農家の脱石油・省石油型機械・装置等の整備を進めるとともに、施設園芸・茶を対象とした国のセーフティネット構築事業を実施することにより、燃油にできるだけ頼らない施設園芸への転換を図りました。

##### 省資源型農業の実現に向けた検討

第2部第1章第1節4(2)に掲載

##### 地域の有機物資源の活用促進

稲わら・麦わらの有効活用を図るため、県や農業団体で構成する「佐賀県稲わら・麦わら適正処理対策会議」において、新聞広告での麦わら利用の呼びかけ、共同乾燥調製施設等への看板・ステッカーの掲示や研修会での啓発に取り組み、稲わら・麦わらの有効活用に対する農業者の意識の高揚と有効活用法の普及などを行いました。その結果、令和2年産の麦わらの利用割合は91%(元年産:91%)、稲わらの利用割合は96%(元年産:96%)となりました。

##### 生産資材廃棄物の適正処理の推進

施設園芸等で使用された廃ビニールなどの農業生産資材廃棄物については、資源の有効活用を図る観点から、分別収集の徹底など、適正処理を推進しました。分別された廃棄物は再生処理され、建築土木資材等への再利用も進んでいます。

## (2) 森林資源の循環利用の促進

佐賀県内の森林は、戦後植林されたスギやヒノキの人工林が多く、人工林率は 67%と、全国で最も高くなっています。また、森林の齢級構成は、伐採時期に達した 8 齢級以上（36 年生以上）の森林が全体の約 8 割以上を占めており、森林資源は充実しつつあり、その利活用が求められています。

水源かん養機能や地球温暖化防止機能などの公益的機能を発揮し続けられるよう、森林資源の循環利用を推進します。

### 県産木材の生産拡大

県産木材の生産拡大を図るため、森林作業道の整備や高性能林業機械の整備などを推進しました。

表 2-6-8 間伐材搬出量の推移

(単位：立方メートル) 資料：林業課

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
間伐材の搬出量	21,173	23,828	27,807	35,376	40,468	38,833	37,152	37,659	42,587	43,309	32,592

### 県産木材の需要拡大

県産木材の需要拡大を図るため、県産木材を使用した木造住宅や自治会公民館等の公共施設の木造化・内装木質化に対する支援に取り組むとともに、県産木材を積極的に利用して家づくりを行うグループやデザイン力を活かした家具等の利用開発への支援を行いました。

また、消費者が求めるが高い製材品の低コスト生産や安定供給を促進するため、製材工場の施設整備や乾燥木材の生産に対する支援に取り組んでいます。

さらには、木の良さやその利用の意義についての理解を醸成し、木材利用の促進を図るため、木とふれあうイベント「よかウッドフェスタ」を開催しました。

佐賀県庁HP（しごとと産業（農林水産業（森林・林業））

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319733/index.html>

よかウッドHP

<http://www.yoka-wood.jp/>

### (3) 安全・安心な農水産物の生産・供給、地産地消の推進

#### 安全・安心な農水産物の生産・供給

農薬の適正使用を推進するため、JAの営農技術員、防除業者、直売所の代表者等を対象に、研修会(10回)を開催し、農薬及びその取り扱いに対する正しい知識の普及・啓発に努めました。

農薬の適正使用に対する指導の一環として、出荷前の農産物21種類、56件について農薬75~116成分の有無を調べたところ、「チンゲンサイ」、「ほうれんそう」の2件から適用外農薬が検出されたため、流通を未然に食い止め、適正使用について指導を行いました。(第2部第2章第4節2(1)参照)

安全・安心な県産畜産物を生産・供給していくため、動物用医薬品や飼料等の使用状況について農場への立入検査や使用履歴の確認等を実施し、適正な使用を確認しました。

米については、米トレーサビリティ法に基づく米穀等の譲受け、譲渡等に係る情報の記録や産地情報の伝達が適切に実施されるよう、国(九州農政局佐賀県拠点)と連携して巡回調査を実施するとともに、事業者には産地情報の伝達のための資材を配布しました。

牛肉については、生産情報の追跡・遡及ができるトレーサビリティ・システムが導入されています。

#### 地産地消の推進

地元農産物の利用拡大や新鮮で安全安心な食材の提供が図られる地産地消を推進するために、関係機関・団体と連携しながら、農産物直売所の機能強化を図る研修会等の開催や生産者と消費者、農産物直売所、食品関連事業者、学校や病院などの給食関係者等の相互理解と連携を進め、県産農産物の利用促進に取り組みました。

また、地産地消の取組を拡大するため、

- 佐賀の農業や農産物、農村を応援して下さる個人や団体、企業などを「さが食・農・むらサポーター」として幅広く募集・登録し、農業・農村の情報発信、農村での交流事業を実施することにより、佐賀農業・農村のファンづくりの実施
- 県内で生産されている農林水産物や加工品、農産物直売所、県産農林水産物を購入できる店舗など、佐賀の農業・農村の魅力を消費者の方に知ってもらうため、ホームページ「さが農村ひろば」やFacebook「さが農村」、LINE等による情報発信

などに取り組みました。

## 2 第2次産業・第3次産業

### (1) ものづくり企業への環境ビジネス支援

再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム（CIREn(セイレン)）

産学官が連携して再生可能エネルギーの技術開発や市場開拓などを推進するため、県と佐賀大学との「再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム、呼称 CIREn（セイレン）」を令和元年10月に設立しました。令和2年度末現在で、11の研究分科会を立ち上げています。「ものづくり研究分科会」においては、ものづくりに関する人材育成や、大学内の工作設備を活用したものづくり相談及び支援拠点化を行い、県内企業のものづくり産業の支援の場を提供しています。



【CIREn ロゴマーク】

そのほかに、佐賀大学との産学連携の拠点として、株式会社中山鉄工所が佐賀大学内に設置したラボラトリ（佐大 de ラボ）内に、3Dプリンターを導入し、ものづくりに触れるきっかけや場所を提供しています。

CIREn（セイレン）HP

<https://ciren.jp/>

### (2) 職業訓練による環境産業人材の育成

産業技術学院における職業訓練

産業技術学院で実施する学卒者・離転職者向けの職業訓練において、環境産業の新たな技術に対応できる人材の育成を行っています。「自動車工学科」では、ハイブリッド自動車や電気自動車を配備し、これらの次世代自動車にも対応できる技術習得を行い、「電気システム科」では、電気工事技術習得に加え、太陽光発電設備の設置技術などの習得も行っていきます。



【自動車工学科訓練の様子】

また、企業在籍者を対象にした職業訓練においても、ハイブリッド・電気自動車の整備技術講習を実施するなど、環境関連産業の人材育成を行っています。

佐賀県立産業技術学院HP

<http://www.pref.saga.lg.jp/sangi/default.html>

### (3) 環境負荷が低い燃料への転換の促進

将来的には企業活動における二酸化炭素排出量が取引先の選別基準として用いられることが懸念されることから、早期に産業用燃料の低炭素化を進める必要があります。そこで、令和2年度は二酸化炭素を多く排出する燃料から、排出がより少ない燃料への転換を進めるために必要な取組みの検討を行いました。

### (4) リサイクル等静脈産業の育成

廃棄物の排出抑制、循環的利用の促進につながるリサイクル産業への支援として

- ◆ リサイクル産業育成支援事業 第2部第3章第2節2(2) に掲載
- ◆ 佐賀県認定リサイクル製品認定制度 第2部第3章第2節2(2) に掲載

を行いました。

## 第5節 豊かで潤いのある地域づくり

### 1 緑化の推進とゆとり空間の創造

#### (1) 公園、緑地の整備、街路樹の植栽推進

第2部第1章第1節5(1)に掲載

#### (2) 暮らしに身近な道路の整備

県内には、歩道がない道路や歩道が狭い道路が多く残っており、誰もが安心・快適に移動できるように、今後も歩道の整備や歩行者等の交通安全対策を推進していく必要があります。

また、既設歩道などの段差でつまずくといった意見に対応し、歩きやすい環境を整備するため、歩道段差のスロープ化などユニバーサルデザインを考慮した歩道の整備に取り組む必要があります。

県管理道路は、県民の日常生活や地域活動を行う上で身近な社会資本であるが、整備が必要な箇所が多く残っており、交通の安全性向上と円滑化、交通渋滞の緩和のため、暮らしに身近な道路の改良に着実に取り組んでいく必要があります。

そのため、通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所を重点的に整備するとともに、すべての利用者が安全で快適に通行できるよう、ユニバーサルデザインの視点も取り入れていきます。

また、県道の改良率 1 を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の確保に取り組めます。

#### 1 県道の改良率

国道等との重用区間を除く供用中の県道延長 (R2.4.1 : 1,276km) に対する改良済道路延長の割合。なお、改良済道路延長とは、通行車両が安全かつ円滑に利用できる車道

幅員 5.5m以上に改良された道路の延長。

## 2 佐賀らしい景観の保全と創造

多様で個性的なまちなみや田園風景など佐賀県らしい美しい景観を保全、創出し、県民が歴史的・文化的遺産や自然景観を大切にする意識及び景観を誇りに思う意識を育み、健やかで快適な生活環境を創造し、交流人口の拡大による地域活性化を実現していくため、『佐賀県美しい景観づくり基本計画』（平成 19 年 3 月策定、平成 21 年 3 月、平成 25 年 3 月、令和 3 年 3 月改訂）に基づき、景観づくりの推進施策に取り組んでいます。平成 30 年度に実施した事業は次のとおりです。

### (1) 佐賀の美しい景観づくり事業

景観づくりに関する情報発信、情報交換、景観研修等の意識啓発に係る取組を行いました。

- 景観行政セミナー（R2.12.23 佐賀市）

### (2) 22 世紀に残す佐賀県遺産制度

地域のシンボルとなっている歴史的建造物や美しい景観を呈する地区を、次世代に継承するため、佐賀県遺産として顕彰し、保存・活用する取組に対し、支援を行いました。

- 新規認定 2 件（総計 58 件 / 10 市 8 町）

新たに、建造物 1 件、地区 1 件を佐賀県遺産に認定

[建造物] ・ 杵島炭鉱変電所跡（大町煉瓦館）

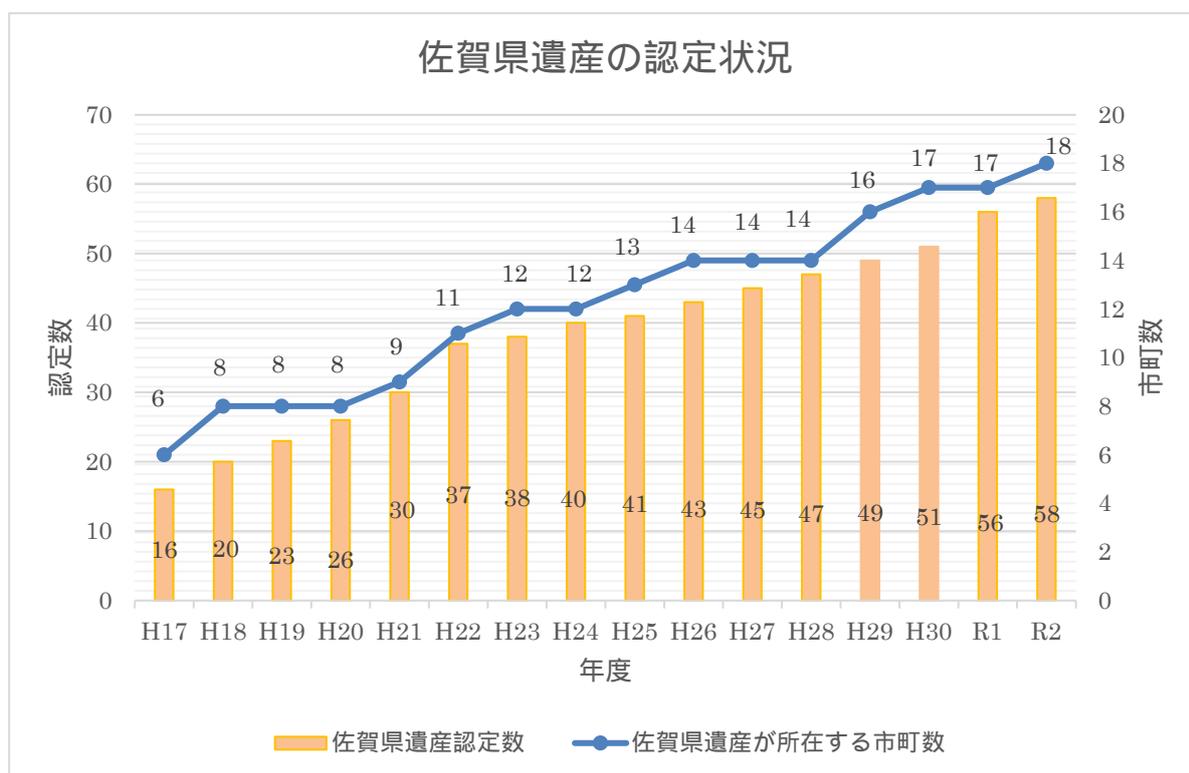
[地区] ・ 山田のひまわりとハゼノキ景観

- 佐賀県遺産制度の啓発

佐賀県遺産ガイドブックリニューアル、佐賀県遺産ホームページリニューアル、つなぐ佐賀県遺産の開催

図 2-6-4 「22 世紀に残す佐賀県遺産」認定状況

資料：まちづくり課



### (3) 佐賀県公共事業景観形成指針

港湾、道路、河川、ダム等の公共施設は県土の骨格となるため、新しく整備される公共施設の整備にあたっては、地域の景観に対する配慮が求められています。

県自らが県土の景観形成に先導的な役割を果たすため、公共事業の実施における景観形成のための基本的な考え方を示した「佐賀県公共事業景観形成指針」(平成 21 年度策定)について公共事業担当者の理解を深めるために実務研修を開催しました。

また、景観に配慮した公共事業の実施を推進するため、公共事業における景観協議を実施しました。

- 公共事業担当者を対象とした景観形成の手法を学ぶ景観実務研修の開催  
(R2.10.13)
- 公共事業における景観協議の実施
  - ・ 泉山南川良原線街路整備事業
  - ・ 森林公園整備事業
  - ・ 実松川河川改修事業
  - ・ 広瀬川緊急改築事業

#### (4) 棚田の景観を活かした農村づくりの推進

佐賀県の山間地には多くの棚田が分布しており、「日本の棚田百選」に6地区が認定されています。

棚田は、豊かな自然環境や水資源の涵養、洪水の防止など「多面的機能」を持っています。しかし、過疎化や高齢化などによる耕作放棄地の増加とともに、棚田地域での営農活動が困難となり、その機能は失われつつあります。

そこで、棚田保全を目指す県内市町や棚田地域代表者からなる「さが棚田ネットワーク」を平成15年に設立しました。

「さが棚田ネットワーク」では、県内外への「佐賀の自然豊かな棚田」や「棚田を生かしたイベント」などの情報発信、棚田地域で活動する農村づくりリーダーを育成する研修会の開催に取り組んでいます。

また、県内の棚田保全活動に協力する企業などを募集し、棚田地域の営農支援やイベントのお手伝いなどのボランティア活動を行ってもらっています。

- さが棚田ネットワーク全体会議の開催
- 棚田を活かす研修会の開催
- 棚田ボランティア活動（令和2年度28企業・団体が活動）

#### (5) 屋外広告物の規制・誘導

屋外広告物は景観の主要な構成要素となっていることから、良好な景観を保全していくために、屋外広告物条例に基づき一定のルールを設けています。

特に、2車線以上の国道または県道が交差し、信号機が設置されている交差点は「重要交差点」として屋外広告物の設置を制限しており、違反広告物に対する是正指導に重点的に取り組んでおります。

また、佐賀県屋外広告物ガイドラインの普及及び啓発を行い、景観に配慮した広告物への誘導を図っていきます。

### 3 歴史的・文化的遺産の保存と活用

本県は、全国的にも有名な吉野ヶ里遺跡、基肆（椽）城跡、名護屋城跡などの遺跡のほか、武家屋敷や街道の名残をとどめる町並み、有田町や伊万里市などに分布する窯跡など多くの歴史的・文化的遺産を有しています。

今後とも、歴史や文化を一体的に感じ、地域への愛着や理解が深められるよう、歴史的・文化的遺産や文化的景観の保全と活用に努め、周辺環境等との調和を図りながら、適正に保存、継承していくことが必要です。令和2年度に実施した事業は次のとおりです。

#### 文化財の保護

<http://www.pref.saga.lg.jp/list00647.html>

## (1) 歴史的町並み等の建造物保存修理

- 事業名： 嬉野市塩田津伝統的建造物群保存地区の保存修理事業
- ・ 鹿島市肥前浜宿伝統的建造物群保存地区の保存修理事業
  - ・ 有田町有田内山伝統的建造物群保存地区の保存修理事業
  - ・ 国重要文化財 与賀神社楼門・三の鳥居・石橋（佐賀市）の保存修理事業、多久聖廟の保存修理事業（多久市）
  - ・ 県重要文化財 鹿島城赤門及び大手門の保存修理事業（鹿島市）、櫛田宮肥前鳥居の保存修理事業（神崎市）
- 効果： 歴史的町並みの保存修理事業等によって古い町並み景観が再生され、これにより地区内居住者の文化財保護に対する意識を高めることができました。さらに、再生された町並みを見学する観光客の増加も期待でき、地域おこしの重要施策として歴史的町並みの保存活用が認知され、その整備効果があがってきています。
- 与賀神社については、楼門の屋根葺替・塗装修理・耐震補強、石橋の高欄補修、三の鳥居の部分修理、耐震補強を実施しました。また、多久聖廟については、耐震診断を実施し、鹿島城については、令和元年度の台風により被害があった土塀の再構築を実施しました。さらに、櫛田宮の肥前鳥居については、解体後ひび割れを補修し、柱の傾きを修正し倒壊を防ぐことで、文化財の保存と安全対策が実現できました。
- 課題と対策： 保存修理等の実施とともに公開・活用を図っていく必要のある建造物が、県内にはまだ数多く存在しているため、市町に対し計画的な事業実施を促すとともに、文化財指定や登録を進めることで地域に残る文化的資産の保存と継承を図るよう働きかけていきます。

## (2) 史跡・名勝等の文化財の保存と整備

- 事業名：
- ・ 特別史跡等（名護屋城跡並陣跡、吉野ヶ里遺跡、三重津海軍所跡、肥前陶器窯跡、おつぼ山神籠石）の保存整備等事業
  - ・ 特別史跡（基肄(椽)城跡）の災害復旧事業
  - ・ 国天然記念物 嬉野の大チャノキの再生事業
  - ・ 県史跡 伊東玄朴旧宅の保存修理事業
- 効果： 特別史跡(名護屋城跡並陣跡、吉野ヶ里遺跡)の保存整備事業については、長期的計画のもとに保存整備事業を進めています。これらは、整備と平行して一般公開を行っており、全国から多くの人たちが訪れるようになりました。
- 三重津海軍所跡については、令和2年度からガイダンス施設整備

(屋内展示・建築関係)の工事に本格的に着手しました。また、肥前陶器窯跡については、飯洞甕下窯跡の発掘調査により検出した遺構を保護するために埋戻し、窯跡覆屋建設工事に先立ち、建設に支障をきたす樹木の除去を実施しました。

おつぼ山神籠石については、東門、第一土塁、第二水門、園路(第二水門～展望広場)のサイン整備の実施設計を行いました。また、第二水門周辺の解説板設置や排水整備を実施し、第一水門の解説板設置と樹木伐採整備を実施しました。

嬉野の大チャノキについては、病気等により樹勢の衰えが危惧されており、樹勢回復のための原因等の詳細調査を実施し、回復させるための対策計画を作成しました。また、伊東玄朴旧宅については、建物の変遷を把握するための痕跡調査を実施し、旧宅南側石垣の改修工事を実施しました。

この結果、文化財の活用につながる保存・整備を着実に進めるとともに、かけがえのない文化財の保護を進めることができました。

- 課題と対策： 文化財指定後、保存整備事業の実施により保存・活用が図られていない史跡等があるため、市町に対し保存活用計画や整備基本計画の策定や見直しへの取組みを働きかけ、保存整備事業の実施を推進していきます。

### (3) 博物館の充実

- 事業内容： 県立文化施設における特別企画展等の開催  
(県立博物館・美術館)
  - ・ THIS IS SAGA (佐賀県立博物館 50 周年特別展)
  - ・ 海がいざなう物語 (佐賀県立博物館 50 周年特別展関連企画)(九州陶磁文化館)
  - ・ 高取家コレクション(名護屋城博物館)
  - ・ 鬼島津が遺したもの-島津義弘と文禄・慶長の役-(佐賀城本丸歴史館)
  - ・ よみがえれ！佐賀城本丸御殿
- 効果： 特別企画展等の開催を通じて、地域の歴史や文化に対する県民の関心を高めるとともに、郷土に対する誇りの醸成を図ることができました。

佐賀ミュージアムズ（佐賀県内の博物館・美術館ホームページ）

<https://saga-museum.jp/>

## 4 空き家対策

近年、空き家は増加傾向にあり、管理不十分な場合は、倒壊の危険や治安、景観などの生活環境悪化の原因となります。このため、県は、県内の空き家対策が円滑に推進されるよう、市町に対して空き家対策に関する情報の提供や、県、市町及び弁護士、宅地建物取引業者や建築士等の専門家を交えた空き家対策連絡会議の開催、市町相互間の連絡調整等を行っています。

今後もこのような取組みを継続し、市町に対して、必要な情報提供や技術的な助言を行っていきます。

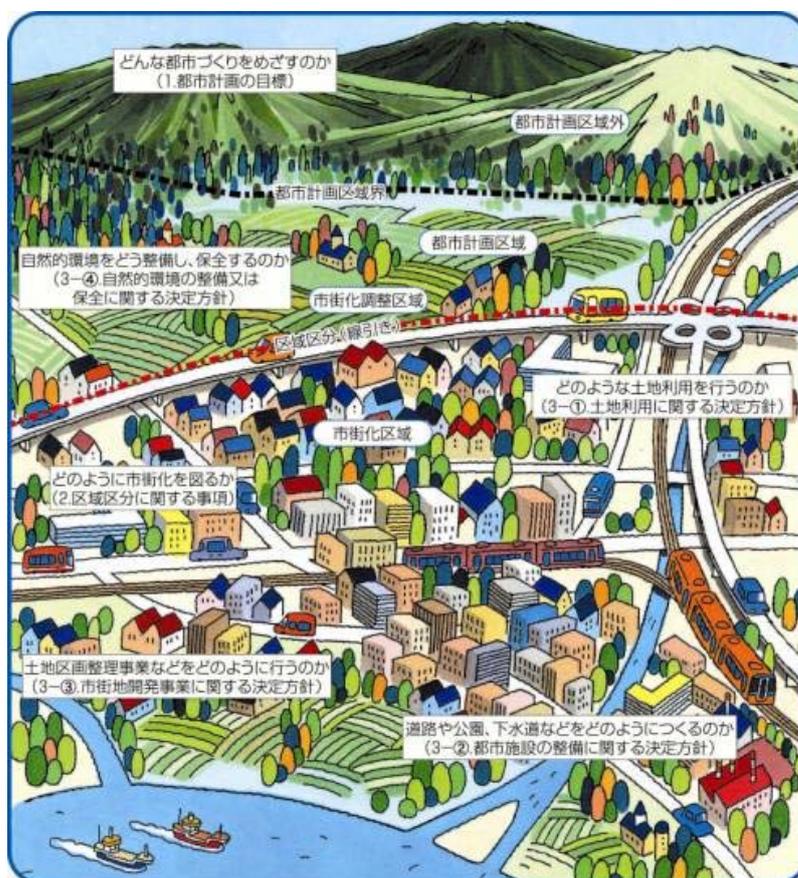
## 第6節 環境負荷低減に向けた生活圏・交通体系づくり

### 1 都市計画区域の指定及び都市計画区域マスタープランの策定

人口減少・超高齢社会を迎えるにあたって、これまでの拡大成長を前提としたまちづくりから、既存の社会資本のストックを有効に活用しつつ都市機能を集約したまちづくりへと転換する必要があります。

また、市町村合併に伴い合併後の市町において一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として都市計画区域を見直す必要が生じています。

このため、県では市町村合併に伴う都市計画区域の見直しと合わせて、広域的かつ長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示す「都市計画区域マスタープラン」の策定を行っています。



○ 都市計画区域の拡大及び都市計画区域マスタープランの策定状況

平成 18 年度から平成 30 年度までに関連市町で実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえて、新市町の総合計画や都市計画市町村マスタープランとの調整を図りながら、都市計画区域マスタープランの見直しに着手し、都市計画区域の統合や区域の拡大等の手続きを進めています。

【都市計画区域マスタープランの策定状況】

- 平成 22 年度：佐賀市、小城市
- 平成 23 年度：唐津市、武雄市、みやき町
- 平成 26 年度：神崎市

【都市計画区域再編手続き実施の状況】

- 平成 22 年度：佐賀市、小城市
- 平成 23 年度：唐津市、武雄市、みやき町
- 平成 26 年度：神崎市

表 2-6-9 都市計画区域現況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

資料：まちづくり課

都市計画 区域名	市町名	行政区域（※1）		都市計画区域			人口集中地区(DID)(※2)		都市計画区域の 当初指定年月日	都市計画区域の 最終指定年月日
		面積(ha)	人口(千人)	面積(ha)	人口(千人)	適用区域	面積(ha)	人口(千人)		
佐賀	佐賀市	43,184	233.3	22,085	225.3	市の一部	2,837	139.1	昭和3年9月6日	平成22年10月1日
唐津	唐津市	48,760	117.4	19,353	98.4	市の一部	1,301	42.0	昭和7年10月28日	平成24年3月30日
鳥栖基山	鳥栖市	7,172	74.2	7,172	74.2	市の全域	1,228	50.4	昭和10年6月12日	昭和48年11月21日
	基山町	2,215	17.3	2,215	17.4	町の全域	170	8.0	昭和44年5月20日	
	小計	9,387	91.5	9,387	91.6		1,398	58.4		
多久	多久市	9,696	18.3	4,277	16.5	市の一部			昭和24年3月26日	昭和47年8月11日
伊万里	伊万里市	25,525	52.6	11,198	45.0	市の一部	314	12.8	昭和11年8月28日	昭和55年4月1日
武雄	武雄市	19,540	47.9	8,825	39.5	市の一部	187	7.4	昭和12年10月1日	平成24年3月30日
鹿島	鹿島市	11,212	27.9	2,420	22.4	市の一部	293	9.6	昭和11年8月28日	平成13年4月25日
小城	小城市	9,581	44.0	9,581	45.2	市の全域	171	6.9	昭和25年9月12日	平成22年10月1日
嬉野	嬉野市	12,641	25.8	4,568	14.4	市の一部			昭和11年8月28日	昭和47年8月11日
神埼	神崎市	12,513	31.0	6,408	29.6	市の一部	160	6.9	昭和29年10月2日	平成26年5月1日
佐賀東部	吉野ヶ里町	4,399	16.3	2,285	16.1	町の一部			昭和18年2月24日	平成15年1月29日
	上峰町	1,280	9.3	1,220	9.6	町の一部			昭和53年3月1日	
	小計	5,679	25.6	3,505	25.7					
みやき	みやき町	5,192	25.5	4,167	25.7	町の一部			昭和61年3月31日	平成24年3月30日
有田	有田町	6,585	19.0	6,585	19.3	町の全域			昭和22年12月26日	昭和29年4月1日
白石	白石町	9,956	22.1	2,448	7.6	町の一部			昭和31年7月12日	昭和31年7月12日
合 計		(244,069) 229,451	(811.4) 781.9	114,807	706.2	-	(6,661) 6,661	(283.0) 283.0	-	-

(※1) 行政区域の人口は令和 2 年10月1日国勢調査による。  
(※2) 人口集中地区(DID)の面積及び人口は令和 2 年10月1日国勢調査による。  
(※) 合計上段( )は、県全体を示します。

## 2 交通基盤整備

### (1) 広域幹線道路ネットワークの整備促進

小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県において、道路は県民の暮らしに最も身近な社会資本として、日常生活や地域活動を支えています。

特に自動車での利用については、令和3年3月末現在の人口1,000人当たり自家用乗用車保有台数は836.7台（1世帯当たりの自家用乗用車保有台数2.02台）と、全国平均の648.0台（同1.38台）を大きく上回っており、県民の生活において自動車は重要な移動手段となっています。

移動において環境負荷が低減されるよう、広域幹線道路ネットワークの整備により渋滞緩和など交通の円滑化を図っていきます。

#### ○ 取組方針

幹線道路の中でも有明海沿岸道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて取り組んでいきます。

特に、九州佐賀国際空港や佐賀県医療センター好生館へのアクセス強化を図るため、有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」を重点的に整備します。

広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進めます。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号の重点的な整備促進
- ・有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」の重点的な整備促進
- ・広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備促進

表 2-6-10 主な広域幹線道路等整備の供用実績

資料：道路課

年 度	実績					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
供用区 間	〔有明海沿岸道路〕 ・芦刈 IC ~ 芦刈南 IC		〔西九州自動車道〕 ・南波多谷口 IC ~ 伊万里東府招 IC	〔国道498号〕 ・若木バイパス		

## (2) 身近な交通手段の確保(公共交通機関の利便性向上・地域交通の見直し)

### 現況

本県の特徴として、自家用車への依存度が高く、公共交通機関、特に路線バスやタクシーの利用はピーク時の1.5割にまで減少してきており、また、近年は、人口減少が進むとともに高齢者の免許保有者も増加傾向にあります。

今後、公共交通利用者が少ない地域では、路線廃止や事業者の廃業等により、公共交通サービスが提供されなくなることが懸念されます。

### 事業目的

高齢者や障害のある方など誰もが移動しやすい地域となるよう、路線バス・地域鉄道やデマンド交通など利用者の多様なニーズに対応した移動手段が確保され、住民が外に出ていきいきと活動を行い、観光客等も含めて交流が促進されることを事業の目的としています。

### 事業概要

自家用車利用者も含めて公共交通の利用を促進し、公共交通の持続可能性を高めるとともに、地域交通の見直しに取り組む市町をサポートし、成功事例をすることで、今後の県内の他地域への展開に繋げていきます。

### 数値の変遷

人口10万人あたりの路線バスの年間利用者数

平成28年度・・・1,017千人

平成29年度・・・1,045千人

平成30年度・・・1,053千人

令和元年度・・・1,081千人

地域交通の見直しに取り組む市町の数(累計)

平成28年度・・・6市町

平成29年度・・・8市町

平成30年度・・・10市町

令和元年度・・・12市町

令和2年度・・・15市町

**デマンド交通** 利用者から事前予約を受けて運行したり、基本となる路線以外の停留所に立ち寄ったりする、利用者の需要(デマンド)に応じた運行形態のこと

### (3) 自転車歩行者道の整備

自転車は、通勤・通学・買い物など手軽な交通手段として様々な目的で多くの人々に利用されています。近年では、環境負荷の少ない乗り物として見直され、地球温暖化防止に寄与、また、健康増進の観点からも、そのニーズは増加傾向にあります。

その一方で、全国における自転車の関係する事故件数は、約7万件(R2)と減少傾向に



はあるものの、事故全体の約2割を占めているほか、県内においても、自転車に関係する事故件数が404件(R2)で人身事故全体の約1割を占めており、自転車と歩行者が接触する事故も多く発生しています。

佐賀県内で、将来的な自転車通行空間の整備についてネットワーク計画を策定している自治体は佐賀市の1市のみであり、計画の策定が進ん

でいない状況です。県内自治体の自転車ネットワーク計画策定が進んでいないこともあり、佐賀県の自転車通行空間のうち、歩行者と自転車が分離された自転車通行空間の整備済み延長は約2kmと少なく、歩行者と自転車が混在する自転車通行空間がほぼ全てを占める状況です。

今後は、既に整備されている大規模自転車道「一般県道佐賀環状自転車道線」等の公共施設を活用し、通勤や通学、観光等で利用しやすい自転車通行空間を創出します。

## 3 環境負荷低減に向けた住環境対策

県内の住宅数は世帯数を上回るなど量的には充足していますが、住宅の質の面では、省エネ化が図られていない住宅が約76%（平成30年住宅・土地統計調査）存在するなど、未だ不十分な状況にあります。今後は、低炭素社会、循環型社会の実現など社会的な要請にも応え、省エネ化の推進など住宅の質の向上を図るとともに適正な維持・管理により長寿命化を図ることが重要です。

### (1) 住宅リフォームの環境づくり

住宅の省エネルギー化を促進するために、必要な情報を的確に届け、関心を高めるとともに、安心して相談でき、工事を依頼することができる建築士や住宅関連事業者の担い手づくりに取り組んでいます。

#### ○住まいの簡単チェックリストの配布

自宅の省エネ性能について、誰でも簡単に診断ができるチェックリストの配布を行っています。

○建築士、事業者を対象とした講習会の開催

令和2年に県内の住宅省エネルギー施工技術者を養成するため、木造住宅生産の担い手である大工や工務店、建築士等を対象とした「改正建築物省エネ法オンライン講座」の周知と、解説資料等の配布を行いました。

(2) 生活排水処理施設整備

生活排水処理施設整備については、第2部第2章第2節1(2)に記載しています。

## 第7節 広域的取組（共同調査研究など）

### 1 国際的連携の推進

(1) 日韓海峡沿岸環境技術交流事業

日韓海峡沿岸環境技術交流事業については、第2部第6章第1節2(2)に記載しています。

### 2 諸外国の活動への協力

(1) JICA ボランティア支援事業

佐賀県出身 JICA 海外協力隊の活動報告「飛び出そう世界へ！」を佐賀県ホームページに掲載し、広く県民の国際協力への理解や関心を高め、ひいては、協力隊等ボランティアへの参加の促進を図りました。また、派遣中の隊員へ佐賀県情報等を送付し活動を支援してきました。

(2) 国際理解講座（地球発見隊事業）

佐賀県国際交流協会が県の補助事業として実施する国際理解講座の一つとして、JICA や CSO（市民社会組織）などの国際交流・国際協力活動を推進している関係機関から海外経験豊富な人材を県内の学校や地域の団体等に講師として招聘・派遣することで、県民の方々の海外への興味や国際交流・国際協力への関心を高めるとともに、ボランティア活動への喚起を目的として実施しました。

令和2年度

- ・派遣回数： 5回
- ・参加者数： 507名

飛び出そう世界へ！佐賀県出身 JICA 海外協力隊からの活動報告

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00374863/index.html>

### 3 海洋ごみ対策のための調査協力

---

#### (1) 海辺の漂着物調査

第2部第5章第1節3(1)に掲載